

ちりゅっぴサポーターズ会則

(名称)

第1条 この会は、ちりゅっぴサポーターズ（以下「サポーターズ」という。）と称する。

(目的)

第2条 サポーターズは、知立市マスコットキャラクターちりゅっぴを応援するサポーターの方への情報発信と知立市（以下「市」という。）の知名度を向上させることを目的とする。

(運営)

第3条 サポーターズの運営は、知立市観光協会（以下「観光協会」という。）が行う。

(会員)

第4条 サポーターズの会員は次の3種類とする。

- (1) 企業・団体会員
- (2) プレミア個人会員
- (3) 個人会員

(条件)

第5条 サポーターズの会員は、次の条件を満たすこととする。

- (1) 知立市マスコットキャラクターちりゅっぴが好きであること。
- (2) 知立市マスコットキャラクターちりゅっぴを応援しているもしくは応援してくれること。

(入会)

第6条 サポーターズへの入会を希望するものは、観光協会に入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第7条 年会費は次の各号のとおりとする。

- (1) 企業・団体会員 10,000円以上
- (2) プレミア個人会員 2,000円以上

(3) 個人会員 無料

(特典)

第8条 企業・団体会員の特典は次の各号のとおりとする。ただし、ちりゅっぴの派遣は知立市及び知立市観光協会がちりゅっぴを使用する日以外の日とする。また交通費及び宿泊料は別途会員が負担するものとする。

(1) 会員証の発行

(2) のぼり旗の配付（1枚）

(3) ちりゅっぴの派遣または貸出（年1回）

2 プレミア個人会員の特典は次の各号のとおりとする。

(1) 会員証の発行

(2) オリジナル缶バッジの配付（76mm）

(3) スタンプカードの配付

(4) プレミア会員限定イベントへの参加権

3 個人会員の特典は次のとおりとする。

(1) 会員証の発行

(退会)

第9条 退会は、会員の届出により観光協会が承認する。ただし、年会費の返金を行わないものとする。

(会員資格の取消)

第10条 会員が次の各号いずれかに該当するときは、会員資格を失うものとする。また、年会費の返金を行わないものとする。

(1) この会則に違反した場合。

(2) その他会員として不相当であると観光協会が認める場合。

第11条 この会則に定めるもののほか、サポーターズの運営に関して必要な事項は、観光協会が別に定める。

附 則

この会則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年1月1日から施行する。